

別表第1(第3条関係)

重度障害者等日常生活用具種目表

種目	対象者			基準額(円)	耐用年数	
	障害名	年齢	給付条件等			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹	6歳以上	1、2級	154,000	8年
		難病	—	寝たきりの状態にあるもの		
	特殊マット	下肢・体幹	3～17歳	1、2級	19,600	5年
			18歳以上	1級 常時介護を要するもの		
		知的	3歳以上	A 失禁対策用		
	特殊尿器	下肢・体幹	6歳以上	1級 常時介護を要するもの	67,000	5年
		難病	—	自力で排尿できないもの		
	入浴担架	下肢・体幹	3歳以上	1、2級 入浴に介護を要する者	82,400	15,000
	難病	—	寝たきりの状態にあるもの			
	移動用リフト	下肢・体幹	3歳以上	1、2級 天井走行型や住宅改造を伴うものは除く	159,000	4年
		難病	—	下肢又は体幹機能に障害のあるもの 天井走行型や住宅改造を伴うものは除く		
	訓練いす(児童)	下肢・体幹	3～17歳	1、2級	33,100	5年
	訓練用ベッド(児童)	下肢・体幹	6歳～17歳	1、2級	159,200	8年
	訓練用ベッド	難病	—	下肢又は体幹機能に障害のあるもの		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹・平衡	3歳以上	入浴に介助を要するもの	90,000	8年
		難病	—			
	便器	下肢・体幹	6歳以上	1、2級	4,450	5,400 (便器に手すりをつけた場合)
		難病	—	常時介護を要するもの		
	T字杖・棒杖つえ	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	3,000	4年
	移動・移乗支援用具	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	60,000	8年
		難病	—	下肢が不自由なもの		
	頭部保護帽	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	12,160	3年
		知的		(A)てんかん発作等により頻繁に転倒するもの。		
	洗浄機能付き便座	上肢	6歳以上	1、2級	48,000	8年
		知的		A		
		難病	—	上肢機能に障害のあるもの		
	火災警報器及び火災警報器用屋内信号装置(警報器と屋内信号装置を同時に設置するものに限る)	聴覚	6歳以上	1、2級	80,000	10年
	自動消火器	身体障害	—	・1、2級(身体障害者)	28,700	
知的障害		—	・A(知的障害者)			
精神障害者		—	・1級(精神障害者)			
難病	—	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等				
電磁調理器	視覚	18歳以上	1、2級	41,000	6年	
	知的障害		A			
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	6歳以上		7,000	10年	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	18歳以上	1、2級	87,400		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓	3歳以上	3級 自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法実施者	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器3級又は肢体不自由3級若しくは音声言語3級	6歳以上	呼吸器機能障害3級以上又は肢体不自由3級若しくは音声言語3級(医師の意見書により必要と認められる場合に限る)	36,000	
		難病	—	呼吸器機能に障害のあるもの		
	電気式たん吸引器	呼吸器3級又は肢体不自由3級若しくは音声言語3級	6歳以上	呼吸器機能障害3級以上又は肢体不自由3級若しくは音声言語3級(医師の意見書により必要と認められる場合に限る)	56,400	
		難病	—	呼吸器機能に障害のあるもの		
	酸素ボンベ運搬車	身体障害(呼吸器3級以上)	6歳以上	医療保険で在宅酸素療法を行なう者	17,000	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚	6歳以上	1、2級	9,000	5年
	視覚障害者用体重計		18歳以上	1、2級	18,000	
	人工呼吸器用自家発電器又はバッテリー	人工呼吸器を装着しているものであって呼吸器3級又は肢体不自由3級若しくは音声言語3級	—	呼吸器機能3級以上又は肢体不自由3級以上若しくは音声言語3級(医師の意見書より必要と認められる場合に限る)	100,000	10年
		難病	—	人工呼吸器を装着している者		
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病	—	人工呼吸器の装着が必要なもの	157,500	10年	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語・肢体不自由	6歳以上	音声言語機能障害者又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する者	98,800	5年
	情報通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害		1、2級 文字を書くことが困難な者	100,000	6年
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚重複	18歳以上	視覚(2級以上)かつ聴覚(2級以上)	383,500	7年
	点字器	視覚	—	—	10,400	
	点字タイプライター	視覚	6歳以上	1、2級 就労中、見込、就学中の者	63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー			1、2級	(録音再生)85,000 (再生専用)35,000	6年
	視覚障害者用活字文字読上げ装置(SPコード等を読み取るもの)				99,800	
	視覚障害者用読書器			視覚障害者であって、この装置により文字等が読むことが可能になる者	198,000	8年
	視覚障害者用時計	視覚	15歳以上	1、2級	13,300	10年
	聴覚障害者用通信装置(複合機は対象外、FAXで子機機能付きのものは子機1台までのものに限る)	聴覚又は音声・言語	6歳以上	3級以上 コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	29,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚		1、2級	88,900	6年
	人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)	聴覚	—	人工内耳を装着している者で医療機関より医療保険の給付制度を利用して人工内耳対外部装置の買い替えが出来ないと判断された者。但し、民間保険を活用する場合は、本体価格から保管会社の認定する損害額を差し引いた金額を対象とする。	200,000	5年
	人工内耳用空気電池	聴覚	—	人工内耳を装着している者(人工内耳用充電電池及び充電器の併用不可)	2,500 (片耳1ヵ月あたり)	—
	人工内耳用充電電池及び充電器	聴覚	—	人工内耳を装着している者(人工内耳用空気電池の併用不可)	30,000 (片耳)	3年
	人工喉頭	音声言語	—	喉頭摘出者及び喉頭機能喪失者であって、本装置により発生が可能になる者	70,100	5年
	点字図書	視覚	6歳以上	主に情報の入手を点字により行っている視覚障害者	年間6タイトル又は24巻を限度とする	—
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚	6歳以上	1、2級	29,000	6年	
排泄管理用具	ストマ用装具	ぼうこう・直腸	—	人工肛門造設者	(蓄便袋)8,600 (蓄尿袋)11,300	—
	紙オムツ	脳原性運動機能障害かつ知的障害	3歳以上	脳原性運動機能障害等(医師の意見書により必要と認められる場合に限る)	12,000	—
		二分脊椎		先天性疾患に起因する神経障害により高度の排便、排尿機能障害である方で紙オムツを必要とする方		
		ぼうこう・直腸		治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を使用することができない方		
		直腸(先天性鎖肛)		先天性鎖肛門に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方で、紙オムツを必要とする方		
収尿器		—	高度の排尿機能障害者	8,500	1年	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2以上)	6歳以上	給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)住宅改修の範囲 (1)手すりの取付 (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への便器の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	1回限り
		難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	—			

備 考

- 1 訓練用イス（児童）は、原則として付属のテーブルをつけるものとする。
- 2 訓練用ベッド（児童）は、腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものとする。
- 3 情報・通信支援用具とは、障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう。
- 4 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 5 視覚障害者用読書器とは、視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するものをいう。
- 6 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 7 T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、人工喉頭、ストマ、尿管器については、入院・施設入所中でも給付対象とし、紙オムツについては、入院中でも給付対象とする。
- 8 移動・移乗支援用具は手すり・スロープ等であること。ただし、設置にあたり工事を伴うものを除く。
- 9 住宅改修(居宅生活動作補助用具)を除き、工事費、配送費、設置費は対象外とする。
- 10 基準額の残額管理については、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、情報通信支援用具に限り適用する。
- 11 難病の対象者については、医師の意見書により必要と認められる場合に限り適用する。
- 12 医療保険、民間保険等他の制度が利用できる場合は、他の制度を利用した後の自己負担額を対象額とする。